

勝手に学校の働き方改革 現職審議会

このままでは教員志望者は減り続け、教育の質は下がる一方です
中教審の皆さん、もっともっと抜本的な改革について議論して下さい

緊急提言

① 給特法を改正し、無限のサービス残業に歯止めをかけて下さい

文科省による勤務実態調査において教員の長時間労働の実態が明らかとなりました。「残業代を支給しない代わりに、原則として残業は課さない」とする給特法はもはや破綻しています。「残業代を一円も払わないまま、教員の自発性を建前として無限に働かせる」ことが横行しています。給特法を改正して下さい。残業には労基法に定められた残業代を支払うこととし、業務の精選を促して下さい。

② 過熱した部活動を改革するため3つの提案をします

1) 部活動の強制について、文科省は各教育委員会を指導して下さい

超過勤務を前提とした部活顧問は職務にはなり得ません。部活動は有志の活動であるという位置づけをはっきりさせて下さい。教員に部活顧問が強制されることがないよう、いわゆる「全員顧問制」について、文科省から是正の指導を行なって下さい。同時に、生徒に入部を強制している実態にも、文科省から指導を行なって下さい。

[参考]部活問題対策プロジェクト署名 教師編goo.gl/S4GmSD 生徒編goo.gl/zjwcCt

2) 部活動縮小に舵を切って下さい

部活動が休みなく行なわれる実態は異常です。「やりたければいくらでもやってよい」と過熱し、教員も生徒も、一番大切にすべき授業が疎かになってしまいます。このことは、生徒・保護者の日常生活にも悪影響を及ぼしています。「土日祝日は部活禁止、活動は平日週3日まで」という規制を設けて下さい。それ以上は、学校教育から外し、外部団体に委ねせるようにして下さい。縮小への移行期間の後、最終的に部活動は完全に外部団体に委ねるようにして下さい。

3) 小学校の部活動は地域クラブに移行して下さい

一部の自治体では、小学校でも部活動が行なわれています。小学校においても、教員への顧問強制や児童への強制入部が行なわれている実態があります。小学校の部活動については学習指導要領総則に記載がなく、法的根拠が薄弱です。現場の暴走に対して、文科省から指導を行なって下さい。

③ 時間割に「レディタイム(Ready Time)」「休憩時間」を設定して下さい

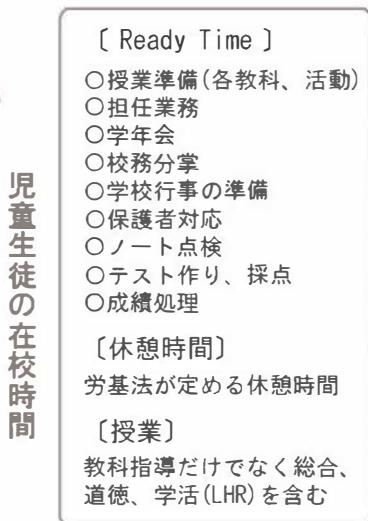
時間割には授業や会議が詰め込まれている一方、授業準備の時間や担任業務のための時間が設定されていません。いわゆる「空きコマ」や、勤務時間外にそれらを行なっているのが現状です。また一応設定されている教員の「休憩時間」は、実際にはほとんど休めません。時間割の中に、授業準備・担任業務・事務仕事を行なう「レディタイム2コマ」と、労基法が定める「休憩時間1コマ」を確保して下さい。

④ 児童生徒の在校時間を勤務時間内に収めて下さい

始業前に児童生徒が登校し、終業後も児童生徒が学校に残り続けます。これは、教員の残業を前提とした時間設定になっています。所定の時間に出勤したら仕事に間に合いませんし所定の退勤時間に帰つたら児童生徒を放置することになります。教員が責任をもって児童生徒を預かることができるよう、児童生徒の在校時間を勤務時間内に収めて下さい。

【レディタイムと休憩時間の設定例】

始業8:00 開門8:15	月	火	水	木	金
	準備	準備	準備	準備	準備
	朝の会など	朝の会など	朝の会など	朝の会など	朝の会など
1時間目	授業	授業	Ready Time	授業	授業
2時間目	Ready Time	授業	授業	授業	Ready Time
3時間目	授業	Ready Time	Ready Time	Ready Time	授業
4時間目	Ready Time	休憩時間	授業	授業	休憩時間
5時間目	休憩時間	授業	休憩時間	休憩時間	Ready Time
6時間目	授業	Ready Time	授業	Ready Time	授業
	帰りの会・掃除	帰りの会・掃除	帰りの会・掃除	帰りの会・掃除	帰りの会・掃除
放課後	生徒対応／会議／授業準備・担任業務・校務分掌の業務				
	翌日の準備	翌日の準備	翌日の準備	翌日の準備	翌日の準備



〔参考〕内田良 名古屋大学准教授
記事“教員の多忙 授業準備できず”
goo.gl/RtCc7g

⑤ 違法な労働実態を取り締まる専門機関を設置して下さい

ある学校では、勤務時間を手入力のエクセルシートで管理していますが、管理職から「勤務開始時刻には定められた始業時間を入力して下さい」と言われました。タイムカードを導入しているある学校では「打刻は朝のみ、帰りは打刻しないで下さい」と言われました。管理職による違法まがいの行為が後をたちません。そういった場面に遭遇したとき、通報しやすい専門機関を設置して下さい。学校現場にも労基署もしくはそれに代わる第三者的な専門機関が必要です。

また、長時間労働を原因として過労死等に至った際に、管理職が公務災害申請を拒否するという事例も横行しています。こういった観点からも、第三者的な専門機関の設置は急務です。なお人事委員会や公平委員会はほとんどの自治体で機能していません。

ウェブサイト <https://gensyokushin.jimdo.com/>

お問い合わせ gensyokushin@gmail.com